

知覧特攻平和会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 11 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第 20 号

知覧特攻平和会館条例の一部を改正する条例

知覧特攻平和会館条例（平成19年南九州市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

	区分	大人 (高校生以上)	小人 (小・中学生)
観覧料	個人 (1 人につき)	800 円	400 円
	団体 (30 人以上団体及び教育旅行 1 人につき)	600 円	300 円
	ミュージアム知覧との 共通観覧券 (1 人につき)	1,000 円 (知覧特攻平和会館分 670 円・ミュージアム 知覧分 330 円)	500 円 (知覧特攻平和会館分 330 円・ミュージアム 知覧分 170 円)
使用料	音声ガイドシステム (1 台につき)	500 円	

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。